

教第44号議案

教育機関の組織に関する規則及び教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則について

教育機関の組織に関する規則及び教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年12月11日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 竹森 永敏

理由

神戸市第二学校給食センターの設置及び神戸市立垂水学校給食共同調理場の廃止に当たり、規則を改正する必要があるため。

教育機関の組織に関する規則及び教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 11 日

神戸市教育委員会

教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第 号

教育機関の組織に関する規則及び教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

(教育機関の組織に関する規則の一部改正)

第 1 条 教育機関の組織に関する規則（昭和 41 年 4 月 教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
(教育機関の分類・職制)				(教育機関の分類・職制)			
第 2 条 教育機関は、これを次のように分類し、次のように職制を定める。				第 2 条 教育機関は、これを次のように分類し、次のように職制を定める。			
類別	所管	教育機関	職制	類別	所管	教育機関	職制
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
第 4 類	[略]	[略]	[略]	第 4 類	[略]	[略]	[略]
	健康教	[略]	[略]		健康教	[略]	[略]
	育課	垂水学校給	[略]		育課	垂水学校給	[略]

		食共同調理場				食共同調理場	
		第二学校給食センター	—				
2、3 [略]				2、3 [略]			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
1-1～4-1 [略]				1-1～4-1 [略]			
4-2 北学校給食共同調理場、第一学校給食センター、垂水学校給食共同調理場、 <u>第二学校給食センター</u>				4-2 北学校給食共同調理場、第一学校給食センター、垂水学校給食共同調理場			
(1)～(3) [略]				(1)～(3) [略]			

第2条 教育機関の組織に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後				第2条による改正前			
(教育機関の分類・職制)				(教育機関の分類・職制)			
第2条 教育機関は、これを次のように分類し、次のように職制を定める。				第2条 教育機関は、これを次のように分類し、次のように職制を定める。			
類別	所管	教育機関	職制	類別	所管	教育機関	職制
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

第4類	[略]	[略]	[略]	第4類	[略]	[略]	[略]				
	健康教	[略]	[略]		健康教	[略]	[略]				
	育課	第一学校給 食センター	[略]		育課	第一学校給 食センター	[略]				
2、3 [略]		2、3 [略]		別表（第6条関係）		別表（第6条関係）					
1-1～4-1 [略]				1-1～4-1 [略]							
4-2 北学校給食共同調理場、第一学校給食センター、第二学校給食センター				4-2 北学校給食共同調理場、第一学校給食センター、 <u>垂水学校給食共同調理場</u> 、第二学校給食センター							
(1)～(3) [略]				(1)～(3) [略]							

（教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部改正）

第3条 教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則（昭和46年12月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

別表 1 (第3条関係)

特別の勤務に従事する職員				勤務時間	休憩時間	週休日
所属	勤務先	職名	職種名等			
北学校給食共同調理場	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

別表 1 (第3条関係)

特別の勤務に従事する職員				勤務時間	休憩時間	週休日
所属	勤務先	職名	職種名等			
垂水学校給食共同調理場	事務職員	一般事務	午前8時15分から午後5時まで	60分	土曜日、日曜日	

別表 2 (第3条関係)

特別の勤務に従事する職員				勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間	週休日
所属	勤務先	職名	職種名等				
北学校給食共同調理場	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

別表 2 (第3条関係)

特別の勤務に従事する職員				勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間	週休日
所属	勤務先	職名	職種名等				
垂水学校給食共同調理場	事務職員	一般事務	午前8時15分から午後5時まで	60分	水曜日、土曜日、日曜日		

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 3 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。